

消地協第144号  
令和2年6月12日

各都道府県知事 殿

消費者庁長官  
(公印省略)

地方消費者行政強化交付金交付要綱（令和2年度第2次補正予算）の総額等について（通知）

令和2年6月12日付け消地協143号において通知した「地方消費者行政強化交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の取扱いについては、以下のとおりとします。

交付要綱第2中の強化事業については、別紙のとおりとする。

交付要綱第5中の別に定める額は、6億円とする。

交付要綱第5中の別に定める強化事業留保額は、6億円とする。

交付要綱第6中の別に定める日は、令和3年2月26日とする。

(別紙)

## 令和2年度地方消費者行政強化交付金強化事業実施メニュー

### 1. 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化

#### (1) S D G sへの対応

- ①消費者安全確保地域協議会の構築等
- ②障害者に対する消費生活相談体制の整備
- ③食品ロス削減の取組
- ④エシカル消費の普及・促進
- ⑤消費者志向経営の普及・促進

#### (2) 国の制度改正等に対応した重要消費者政策

- ①地方公共団体における法執行体制の強化
- ②若年者への消費者教育の推進
- ③訪日・在日外国人に対する相談窓口の整備
- ④風評被害の払拭のための取組
- ⑤公益通報者保護制度の推進
- ⑥適格消費者団体及び特定適格消費者団体設立に向けた支援
- ⑦新たな食品表示制度の普及・啓発
- ⑧消費税率引上げ及び軽減税率制度導入への対応
- ⑨ギャンブル等依存症対策に係る取組
- ⑩高度情報化社会に対応した消費生活相談対応の実施

### 2. 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業（国が指定する研修への参加等）

## 1. 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化 (目的)

国として取り組むべき重要消費者政策として、持続可能な開発目標（S D G s）がある。地方公共団体においては、「関係府省の施策等も通じ、S D G s達成に向けた取組を促進する」とされており、地方公共団体は取組を促進する必要がある。さらに、経済社会情勢の変化によって生ずる新たな消費生活に関連する課題や国による新たな政策の推進・制度の変更に伴う課題について、広域的・分野横断的な連携に対応できるよう地方消費者行政の充実・強化を図ることが必要である。これらの重要な消費者政策の推進に資する地方公共団体の取組に対して、交付金を通じて支援を行う。

なお、地方公共団体により、これまで自主財源、地方消費者行政活性化事業及び地方消費者行政推進事業により実施してきた事業と同様の目的・内容の事業は交付対象外とする。ただし、これらのうち、実施してきた事業内容を踏まえ、強化・拡充した事業については、この限りではない。

### （1） S D G sへの対応

#### ①消費者安全確保地域協議会の構築等

##### ○事業内容

高齢者等の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るために、地方公共団体と地域の多様な主体が連携し見守り等の活動を行う地域ネットワークを構築する事業、又は当該ネットワーク構築のための地域における見守り活動の担い手を育成する事業を支援する。

##### ○対象経費の例

- ・消費者安全確保地域協議会構築のための協議会委員謝礼
- ・研修開催経費
- ・広報・啓発経費
- ・業務委託費
- ・実態調査（アンケート）費
- ・通話録音装置に係る費用
- ・会場使用料

## ②障害者に対する消費生活相談体制の整備

### ○事業内容

障害者の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るための消費生活センターにおける相談体制の整備、教育機関との連携による障害者及び障害者を見守る人への適切な消費者教育、障害者及び障害者を見守る人への消費生活相談窓口周知に係る事業を支援する。

### ○対象経費の例

- ・障害者からの消費生活相談を受けるための体制（手話通訳等）整備に係る費用
- ・障害者へ消費生活相談窓口を周知するための経費
- ・障害者を見守る人へ消費生活相談窓口を周知するための経費
- ・講師謝礼・教材作成費
- ・実態調査（アンケート）費

## ③食品ロス削減の取組

### ○事業内容

消費者の食品ロスに対する認識を高め、その削減に向けて消費行動が改善されるような取組を支援する。

### ○対象経費の例

- ・研修開催経費
- ・シンポジウム開催経費
- ・広報・啓発経費
- ・講師謝礼・教材作成費
- ・業務委託費
- ・実態調査（アンケート）費
- ・食品ロス削減推進計画の策定に係る費用

## ④エシカル消費の普及・促進

### ○事業内容

エシカル消費の概念について普及するための広報・啓発事業等を支援する。

○対象経費の例

- ・研修開催経費
- ・シンポジウム開催経費
- ・広報・啓発経費
- ・講師謝礼・教材作成費
- ・実態調査（アンケート）費

⑤消費者志向経営の普及・促進

○事業内容

事業者が消費者を重視した事業活動、すなわち消費者志向経営を行うことが健全な市場の実現につながるものである。こうしたことから消費者志向経営を促進する必要があるため、普及・啓発事業等を支援する。

○対象経費の例

- ・研修開催経費
- ・シンポジウム開催経費
- ・広報・啓発経費
- ・講師謝礼・教材作成費
- ・実態調査（アンケート）費

（2）国の制度改正等に対応した重要消費者政策

①地方公共団体における法執行体制の強化

○事業内容

地方公共団体による消費者保護に係る法執行権限の適切な行使に向けて、①適正な規模の法執行担当職員の確保（警察職員であった者等の法執行に従事した経験を有する者等）、②弁護士、公認会計士、建築士その他の外部専門家の活用及び③国、他の地方公共団体又は警察当局等の関係機関との連携強化などの地方公共団体の法執行体制の強化を図る事業を支援する。

○対象経費の例

- ・事業委託費
- ・人件費

- ・執務参考資料の整備に係る費用
- ・専門家の執務スペースの整備に係る費用
- ・職員旅費、業務委託先である外部専門家の旅費

○留意点

当メニューについては、1.（目的）に記載しているなお書き部分の適用を除外する。

②若年者への消費者教育の推進

○事業内容

若年者又は保護者に対する消費者教育推進のための教材等の作成・配布、出前講座等を支援する。特に成年年齢の引下げに伴う消費者トラブルの未然防止に向けた消費者教育を強化する事業を支援する。

○対象経費の例

- ・研修開催経費
- ・広報・啓発経費
- ・講師謝礼・教材作成費
- ・消費者教育コーディネーター委託費・人件費
- ・実態調査（アンケート）費

③訪日・在日外国人に対する相談窓口の整備

○事業内容

2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けて増加が見込まれる訪日・在日外国人の消費者被害の防止のための情報提供や消費生活相談に対応する体制の充実を図ることが必要である。また、訪日・在日外国人が消費者トラブルに遭った場合に助言や適切な機関の紹介等を行えるように、訪日・在日外国人に対応した消費生活相談窓口を整備する事業を支援する。

○対象経費の例

- ・訪日・在日外国人からの消費生活相談を受けるための体制（通訳等）整備に係る費用

- ・訪日・在日外国人へ消費生活相談窓口を周知するための経費
- ・講師謝礼・教材作成費
- ・実態調査（アンケート）費
- ・自動翻訳機の整備に係る費用

#### ④風評被害の払拭のための取組

##### ○事業内容

原発事故に端を発した食の安全・安心への不安は続いている、食品の購入をためらう消費者が見られることから、食品の安全性に係る正確な情報提供やPR活動等を行うことを支援する。

##### ○対象経費の例

- ・研修開催経費
- ・マルシェ開催経費
- ・シンポジウム開催経費
- ・講師謝礼・教材作成費
- ・広報・啓発経費

#### ⑤公益通報者保護制度の推進

##### ○事業内容

公益通報者保護制度の実効性を向上させるためには、特に中小企業及び地方公共団体における取組を促進することが重要な課題であることから、事業者及び地方公共団体における通報窓口の整備促進及び周知啓発に係る活動を支援する。

##### ○対象経費の例

- ・研修開催経費
- ・シンポジウム開催経費
- ・執務参考資料の整備に係る費用
- ・講師謝礼・教材作成費
- ・通報窓口の整備に係る費用
- ・広報・啓発経費

## ⑥適格消費者団体及び特定適格消費者団体設立に向けた支援

### ○事業内容

消費者団体訴訟制度の実効性を向上させるため、制度の担い手となる特定適格消費者団体の設立に向けた活動を支援する。また、適格消費者団体の立ち上げを見据えた消費者団体等の活動を支援する。

### ○対象経費の例

- ・研修開催経費
- ・シンポジウム開催経費
- ・電話相談・相談会開催に係る費用
- ・広報・啓発経費

## ⑦新たな食品表示制度の普及・啓発

### ○事業内容

新たな食品表示制度（加工食品の原料原産地表示制度、栄養成分表示制度、遺伝子組換え表示制度等）の円滑な実施のため、消費生活センターの機能を充実・強化し、消費者等への普及・啓発を図ることが必要であり、増加が見込まれる輸入食品などの安全性に対する不安の払拭が進み、安全・安心な消費生活を促すための事業を支援する。

### ○対象経費の例

- ・消費者等を対象とした普及・啓発に係る費用
- ・研修開催経費

## ⑧消費税率引上げ及び軽減税率制度導入への対応

### ○事業内容

令和元年10月から導入されている消費税率の引上げ及び軽減税率制度（以下「消費税率引上げ等」という。）に伴い、消費税率引上げ等に係る消費者問題や消費生活相談の増加が見込まれることから、地方公共団体及び消費者を対象とした制度周知等の広報・啓発事業を支援することで、消費生活センターの適切な対応力の向上と共に、消費者被害の防止を図る。

## ○対象経費の例

- ・研修開催経費
- ・シンポジウム開催経費
- ・消費者等を対象とした広報・啓発経費
- ・実態調査（アンケート）費

## ⑨ギャンブル等依存症対策に係る取組

### ○事業内容

ギャンブル等依存症対策基本法の成立を受けて、消費生活相談体制の整備等の充実を図る必要がある。消費生活センターにおける相談体制の整備やギャンブル等依存症問題に関する普及・啓発を行うための取組を支援する。

## ○対象経費の例

- ・研修開催経費
- ・シンポジウム開催経費
- ・講師謝礼・教材作成費
- ・電話相談・相談会開催に係る費用
- ・消費者等を対象とした広報・啓発経費

## ⑩高度情報化社会に対応した消費生活相談対応の実施

### ○事業内容

SNSを活用した相談受付を行うための体制整備等の事業を支援する。

## ○対象経費の例

- ・SNSを活用した相談受付を行うことを周知するための経費
- ・SNSを活用した相談受付に係るシステム構築委託費
- ・SNSを活用した相談受付の体制整備に係る費用

## 2. 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業（国が指定する研修への参加等）

### （目的）

消費生活センターは、国が推進する政策による制度変更や、多様化・複雑化する経済社会問題について、正確かつ分かりやすい情報を消費者へ提供し、また消費者からの相談情報を国や地方公共団体内の他の部局へつなぐという重要な役割を担っている。このような重要な役割に鑑み、国が指定する研修の開催・参加を支援することで、消費生活センターの相談員等のレベルアップを図る。

### ○事業内容

#### ア 研修への参加

国民生活センターが開催する研修で別途消費者庁が指定する研修又は国民生活センター以外の機関が開催する研修で消費者庁が個別に認めた研修に、消費生活センター職員、相談員、消費者行政本課職員、教員が参加するための事業

#### イ 研修の開催

消費生活センター職員、相談員、消費者行政本課職員、教員を対象として研修を開催するための事業及び当該研修に参加するための事業

### ○対象とする研修

以下に掲げる事項に関する消費者トラブル・契約トラブル防止に係る研修

- ・ギャンブル等依存症対策
- ・AV出演強要問題
- ・成年年齢引下げに係る法制度、消費者教育
- ・消費税率引上げ及び軽減税率制度の導入
- ・放射性物質に係る食品の風評被害
- ・新たな食品表示制度
- ・仮想通貨に関する問題
- ・破産・民事再生に関する手続
- ・医療法改正を踏まえた特定商取引に関する法律の理解促進

- ・サブリースに関する問題
- ・身元保証等高齢者サポートサービスに関する相談対応力の向上
- ・チケット不正転売対策
- ・キャッシュレス決済
- ・電気通信事業法改正を踏まえた電気通信サービス関連手続
- ・P I O - N E T 2020 刷新に係る研修

○対象経費の例

- ・研修参加のための旅費・負担金
- ・研修開催経費

○留意点

実施主体は、以下に掲げる要件のうち、いずれかの要件を満たす地方公共団体とする（P I O - N E T 2020 刷新に係る研修を除く。）。

ア 消費者安全法第10条に規定する消費生活センターを設置している地方公共団体

イ 上記アに掲げる地方公共団体と広域連携等を締結している地方公共団体  
ウ 消費者安全法第10条に規定する消費生活センターを、事業期間内に設置する具体的な計画を提示できる地方公共団体